

## 平成23年度 地区獣医師会連合会会長会議の会議概要

I 日時：平成24年3月2日(金) 14:00～17:00

II 場所：日本獣医師会・会議室

III 出席者

【会長】山根義久

【副会長】藏内勇夫, 近藤信雄

【専務理事】矢ヶ崎忠夫

【地区を代表する地方獣医師会の代表者等】

北海道地区：波岸裕光(北海道獣医師会会長)

東北地区：森澤道明(福島県獣医師会会長・東北獣医師会連合会副会長)

関東地区：鳥海 弘(神奈川県獣医師会会長・関東地区獣医師会連合会会長)

高橋三男(埼玉県獣医師会会長・関東地区獣医師会連合会副会長)

東京地区：村中志朗(東京都獣医師会会長)

中部地区：柴田晴夫(福井県獣医師会会長・中部獣医師会連合会会長)

八木幸隆(石川県獣医師会会長・中部獣医師会連合会副会長)

近畿地区：中島克元(神戸市獣医師会会長・近畿地区連合獣医師会会長)

森 尚志(京都市獣医師会会長・近畿地区連合獣医師会副会長)

中国地区：寺川康彦(広島県獣医師会常務理事・中国地区獣医師会連合会会長：代理)

柴田 浩(山口県獣医師会会長・中国地区獣医師会連合会副会長)

四国地区：上岡英和(高知県獣医師会会長・四国地区連合獣医師会会長)

九州地区：池尾辰馬(長崎県獣医師会会長・九州地区獣医師会連合会会長)

足利忠敬(宮崎県獣医師会会長・九州地区獣医師会連合会副会長)

IV 議 事

1 各地区における課題と対応の件

(1) 平成23年度地区獣医師大会決議・要望事項等に対する対応

(2) その他各地区における課題と対応

2 役員選任規程の制定に関する件

3 学会会員の日本獣医師会会員への移行方針に関する件

4 平成24年度 2012動物感謝デー in JAPAN 開催計

日獣会誌 65 313～320 (2012)

画の件

5 動物看護師統一認定機構設立に関する件

6 東日本大震災支援義援金に関する件

7 平成24年度以降の日本獣医師会獣医学術学会年次大会開催計画の件

8 新公益法人制度移行に向けての対応の件

(1) 地方獣医師会の取組状況

(2) 日本獣医師会の取組状況

9 連絡事項

V 会議概要

【会長挨拶】

山根会長から大要次の挨拶があった。

(1) 2011動物感謝デーをはじめ、平成23年度事業が滞りなく遂行しており、絶大なるご支援に御礼を申し上げます。さらに、今年の2月3日から5日、北海道獣医師会波岸会長のもと、関係各位のご努力により、雪の中、立派な学会年次大会を開催していただき、皆様の多大なるご支援に対して感謝を申し上げますとともに、敬意を表する次第である。

(2) この数年を振り返ると、日本全体に多大な影響を与える出来事が発生している。宮崎県での口蹄疫の発生から始まり、秋には9県24カ所にまたがる高病原性鳥インフルエンザの発生があり、さらに昨年3月11日14時46分には東日本大震災が発生し、それに伴う原子力発電所の事故では、多くの家畜をはじめとして、伴侶動物、野生動物も犠牲になり、未だに被災して苦しんでいるのが現状である。

(3) そのような中、宮崎県における口蹄疫の発生から家畜伝染病予防法が大幅に改正され、さらに獣医師の立場が責任あるものになったと同時に、動物看護師の資格制度についても附帯決議で明文化された。さらにこれに伴い、家畜の飼養衛生管理基準も改正されたことには期待が持てるものである。

(4) 現在、動物愛護管理法の見直しが大きなヤマ場を迎えているが、動物たちにとっても社会にとっても間違いなく、より良い方向になるのではないかと大きな期待を持っている。

(5) 動物看護師に関しては、ようやく昨年9月に動物看護師の統一認定機構が立ち上がり、本年2月19日には4,000名以上の受験生により認定団体5団体の統一試験が無事行われた。来年度は統一認定機構が中心となり、問題作成から認定までの対応を行うが、既に今年か

ら統一認定機構長の名前で認定状を付与することとしている。将来の動物看護師の公的資格化に向けて、活動を進めていきたい。

(6) 東日本大震災の被害の中で、家畜が20km圏内の警戒区域でも飼育できるようになった。これは与野党関わらず、議員の先生方のご努力により、また、農林水産省の深いご理解の下、いわゆる繁殖和牛等を以て、放射性物質の体内汚染分布地図作成調査という委託事業として立ち上がったものである。具体的には、一部の牛ではあるが、20km圏内に囲い、研究者により外部被曝と内部被曝の相関性を早急に調べるといふものであり、これまでにかなり興味深い結果が出ているとのことである。3月末にはまとまるとのことであるので、私は大変期待している。この結果が取りまとまると、外部被曝の調査によって内部被曝が推察できるので、被曝した牛を20km圏外に連れ出し利用できるのではないかと考えている。本会も側面的ではあるが、強い支援を申し上げようと思っている。

(7) 悪い出来事も多かったが、明るい材料もあることに期待して、今後とも獣医師会活動にまい進するつもりであるので、ご支援をお願いしたい。

#### 【座長就任】

続いて、山根会長が座長に就任し、次のとおり会議が行われた。

#### 【議 事】

### 1 各地区における課題と対応の件

(1) 平成23年度地区獣医師大会決議・要望事項等に対する対応

矢ヶ崎専務理事から、平成23年度に各地区から提出された決議・要望事項については以下のとおり対応を行った旨、説明が行われた。

ア 公益社団法人への移行を目前とし、本会の事務事業の執行においては、より社会的要請に則した公益的活動の推進が求められる。

イ このような中、平成23年度開催の地区獣医師大会等において提示された決議・要望事項をいただいたが、いずれも今日の獣医師及び獣医療が担う社会的役割を果たすため積極的に取り組むべき課題であり、さらに農林水産省をはじめとした関係省庁、大学、関係団体に要請を行うとともに、獣医師会の活動に反映すべき事項はその旨を各地方獣医師会に通知して対処を依頼したところである。

ウ 本会の政策提言は大きく分けて、①口蹄疫などの悪性動物伝染病に対する防疫体制の整備・充実、②獣医療の需要に則した獣医師の確保と適正配置、③獣医療提供の質の確保、④動物の福祉の増進と適正管理、⑤獣医学教育の改善、の5課題を掲げている。また、東日本大震災では、被災地の地方獣医師会及び被災地を

支援する全国の地方獣医師会と連携しつつ、被災動物の救護活動及び被災動物診療施設の復旧に関する活動を支援するとともに、東日本大震災によって発生した原発事故に関わる警戒区域内の家畜への対応等に関する要請活動も行った。

エ 現在、農林水産省では一昨年8月に制定、公表された第三次獣医療提供基本方針に基づく都道府県計画の策定指導が、文部科学省では獣医学教育改善・充実に向けての調査研究協力者会議が昨年5月に提出した意見「今後の獣医学教育の改善・充実方策について」のとりまとめに関するフォローアップが、さらに環境省では中央環境審議会動物愛護部会で改正動物愛護管理法の見直し等の対応の検討が、それぞれ進められている。各地区からの要請も含め、本会の政策提言と要望が今後、国の動物医療・動物福祉関連政策に反映されることを期待しているところである。

オ 上記課題を解決するためには、獣医師及び獣医療に対する社会的理解を促進する必要があることから、関係省庁の指導と関連業界団体・企業の支援・協力の下で地方獣医師会の参加をいただいて「動物感謝デー in JAPAN」を開催し、普及・啓発に努めているところである。

(2) その他各地区における課題と対応

1) 続いて矢ヶ崎専務理事から、平成23年度各地区獣医師大会等における個々の決議・要望事項に対する対処の考え方について、以下のとおり説明が行われた。

ア 日本獣医師会が主として対応する事項

(ア) 獣医学教育体制の整備・充実関係

a 獣医学教育体制の整備・充実に向けての本会の取り組みの考え方は、大学設置基準における専任教員数と施設・設備要件を引き上げた上で、現行の獣医学系大学の獣医師養成課程を、学部体制に整備するものである。

b 文部科学省では、「獣医学教育の改善・充実に関する調査協力者会議」の意見取りまとめとして「今後の獣医学教育の改善・充実方策について」が平成23年5月に公表された。今後、進捗状況等のフォローアップと獣医学系大学関係者への支援を強めていく考えである。

c 本会では、学術部会の学術・教育・研究委員会において獣医学教育の質を保証するための第三者評価の実施に関する方策を中心に検討を行っている。

イ 日本獣医師会及び地方獣医師会がともに対応する事項

(ア) 緊急災害時対応の充実・強化関係

a 東日本大震災における被災動物救護対応については、緊急災害時動物救援本部の構成団体として、活

動に参画し、現地における活動の支援を行った。

b また、本会独自で「東北関東大震災動物救護活動等支援義援金」を募集し、被災地の動物診療施設の復旧及び被災動物の救護活動の支援並びに被災動物の診療に関わる経費の補助等を行った。

c いずれにしても東日本大震災は、未曾有の激甚で広域な災害であり、また、福島県の原因事故による放射性物質汚染等、これまで我々が経験したことのない状況の中での対応を迫られ、様々な教訓を残した。本会では、動物福祉・愛護部会の動物福祉・適正管理対策委員会において新たな体制整備のためのガイドラインの策定に向けての検討を進めているところである。

d 今回いただいた決議要望事項の内容を十分踏まえて検討を推進していく予定であり、検討結果が取りまとめ次第、検討結果を踏まえた関係各所への要請等を実施していく所存である。

(イ) 口蹄疫等の家畜伝染病及び人と動物の共通感染症(共通感染症)に対する防疫体制の充実・強化関係

a 本会としては、①防疫要員の確保、②国及び地方自治体並びに獣医師会等の民間組織の役割分担と連携の確保、③検査・診断機能の強化、④防疫体制強化のための財政措置の充実等について関係各所へ要請活動を行ってきた。

b 一昨年、農林水産省に設置された口蹄疫対策検証委員会の報告書において、各地区の決議要望事項の内容のほとんどを包括する対策が「今後の改善方向」として示された。

c 農林水産省においては、家畜伝染病予防法の一部改正、飼養衛生管理基準及び特定家畜伝染病防疫指針の見直し等により、家畜伝染病に対する防疫体制の整備を行い、その趣旨の普及を図っているところである。

d 本会としても、国と連携しながら獣医師・獣医師会に対する情報普及を行うとともに、必要に応じ、産業動物臨床部会の産業動物・家畜共済委員会において関連する事項に関する検討を行い、提言、要請活動を行っていく。

e 本会では、「One World - One Health」の考え方にに基づき、獣医師会活動指針を平成22年度第1回理事会で採択した。

f 共通感染症への対応における野生動物対策については、野生動物対策検討委員会において検討していくこととしているが、活動指針を踏まえ、提言、要請活動を行っていく予定である。

(ウ) 狂犬病対策の充実・強化関係

a 狂犬病対策の充実・強化については、これまで、①犬の登録、定期予防注射等を行政と獣医師会との

連携の下で組織的に円滑に推進するための地域ネットワーク体制の整備、②国民に対する狂犬病予防の重要性に関する普及啓発、③マイクロチップによる所有の明示措置を活用した狂犬病予防対策と動物福祉・管理対策との効率的な運営等について要請を行ってきた。

b 地方獣医師会にあつては、狂犬病対策に係る地方自治体事務が獣医師会との連携の下で組織的に円滑に推進されるとともに、新しい公益法人制度に対応するためにも、狂犬病予防事業が獣医師会の実施する公益事業として社会的理解の下で実施されるよう尽力いただきたい。

(エ) 獣医師需給対策の推進と処遇の改善関係

a 獣医師の需給対策及び処遇改善対策については、本会として、①獣医師誘導対策としての全国獣医師バンクの創設、奨学資金制度の拡充、②処遇改善対策としての共済診療点数表の改善、公務員獣医師の給与改善、③保健所長等の公衆衛生管理職ポストへの獣医師職員の登用、④都道府県の家畜衛生対策事業に従事する民間獣医師雇上げに係る政府予算単価の引き上げ等について、関係各所への要請活動を行ってきた。

b 農林水産省では、「産業動物獣医師及び都道府県等公務員獣医師の確保」を、獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針の中で項目として取り上げ、獣医学系大学における取り組み、獣医師不足職域への誘因を図るための措置の充実、労働環境の改善、採用・求職状況等についての情報提供、求職・離職中の獣医師の再就職支援等を具体策として取り上げている。口蹄疫対策検証委員会の報告書では、産業動物獣医師、公務員獣医師の確保が円滑に行われていないことから、都道府県計画の策定にあたり今回の口蹄疫発生の教訓を十分生かす必要があるとしている。

c 本会を含む獣医療提供体制整備推進協議会が、平成22年度から農林水産省の補助を受けて実施する「獣医療提供体制整備推進総合対策事業」では、①卒業して間もない産業動物獣医師、公務員獣医師等への獣医師倫理及び法令に関する講習、②中堅臨床獣医師に対する管理獣医師及び高度獣医療に関する講習・実習を実施して、産業動物獣医師、公務員獣医師の職域への定着を促している。

d 平成19年12月に本会会長から全国知事会長に本件に関する要請を行って以来、本会と地方獣医師会による関係各所への働きかけの結果、地方公務員獣医師の処遇改善の対応については、調整給の増額、初任給調整手当の増額・支給期間の延長や、新期ポストの獲得等が半数以上の都道府県で実現してお



り、今後も全国知事会に要請し、地方獣医師会からも地方自治体への一層の要請をお願いしたい。

- (オ) 動物福祉・管理対策、野生動物対策の推進関係
- a 動物の福祉・愛護の観点に立った適正管理対策の推進については、①マイクロチップによる所有明示措置の推進、②動物取扱業の規制の適正化、③地方自治体が行う引き取り犬猫の譲渡の推進、④地方自治体の動物愛護・適正管理施策の推進機能の強化、⑤動物を科学上の利用に供する場合の方法等に関する規制の適正化、等について関係各所に要請を行ってきた。
  - b 動物介在諸活動に係る施策の推進についても要請活動を展開していく。
  - c 人と動物の共存については、毎年10月に開催する動物感謝デー in JAPAN、獣医学術学会年次大会における市民公開企画等、機会を捉えて国民一般に対する普及啓発活動を行っているところである。
  - d 学校動物飼育支援活動については、学校動物飼育支援対策検討委員会において検討を行い、さらに平成23年度獣医学術学会年次大会において同検討委員会の拡大会議を開催し、地方獣医師会からの参加者を交えた意見交換を実施した。地方獣医師会においても地域における事業推進のためのネットワークづくりに尽力いただきたい。
  - e 野生動物対策における獣医師専門職の育成と配置については、平成21年7月の野生動物対策検討委員会の報告を受けて、関係各所に要請活動を行ったところである。今期の本委員会では、引き続き生物多様性の確保、保全医学の観点からの野生動物対策等について検討を行い、報告書を取りまとめる。

(カ) そ の 他

- a 高度獣医療施設の整備の運営母体に対する日本獣医師会の見解

小動物委員会において平成17～21年に検討が行われ、現状、大学附属診療施設における対応には限界があることから、「動物医療の専門化、獣医学教育の改善等の進展をにらみながら、大学附属診療施設と民間高度専門診療施設が連携を保ち、周辺の獣医師の理解を得て紹介診療制度が進展するよう地域の獣医師会が支援する必要がある。」旨を提言している。また、農林水産省が策定した、獣医療法に基づき獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針の中でも、一次診療施設と二次診療施設の連携・協力の確保に関する合意形成が必要とされている。小動物委員会の報告書では「獣医師会を中心とした取り組みを進めるメリットが強調されており、獣医師会活動の一環として取り組むことにより公益法人制度改革を意識した獣医師会の実施する公益事

業としても期待される。」と結んでいる。

- b 獣医療に関する広告の適正化

獣医療広告に係るガイドライン、Q & Aの改正について農林水産省に問い合わせたところ、現在検討中であるとの回答であった。同省の回答を待つて対応することとする。

2) 説明の後、大要、以下の意見交換が行われた。

- ア 東日本大震災後の復興について、福島県では原子力発電所の被災のために、まだ時間がかかると思われるが、本日の会議では福島県獣医師会森澤会長も出席されていることから、現時点でどのような協力ができるか教えていただきたい、との意見が出され、これに対して森澤会長から、これまでの支援に対する御礼が述べられ福島県内の現状説明が行われた後、現在は人員が少ないが、今後、ご協力いただけることがあれば是非お願いしたい旨が発言された。
- イ 地方獣医師会の主催する講習会等において、講師が日本獣医師会内部の委員会委員等の立場で出席する場合には、日本獣医師会会長あてに依頼を行ってもらうことが改めて確認された。
- ウ 獣医学術地区学会の開催運営は、今後、開催を担当する地方獣医師会が主催することとなるが、地区によっては主催する地方獣医師会の県外の会場で開催することがあり、その対応については改めて確認することとされた。また、本件については、地方獣医師会が公益社団法人になると、届出地区の範囲内でないと公益活動として認められにくいという面もあり、今後整理を行うこととされた。
- エ 勤務獣医師の処遇改善については、医療職と同様に獣医療職の俸給表を作成することが求められるが、医療職と獣医療職とは明らかに立場が異なるため、医療職とは別途の獣医療職の俸給表を作成することは困難ではないかとのことである。また、獣医師は職業により職務内容が大きく異なり、獣医療職として一律の俸給表に当てはめることが難しいと思われる。しかし、各都道府県における勤務獣医師の処遇改善については、これまでの要請活動の積み重ねにより少しずつ改善されていることが事実であり、今後とも継続して要請活動を行うことについて各地方獣医師会にはご理解とご支援をよろしくお願いしたい。

2 役員選任規程の制定に関する件

矢ヶ崎専務理事から、役員選任規程の制定について以下のとおり説明が行われた。

- ア 会長・副会長・専務理事の選任は、これまでの役員選任規程では総会で行われていたが、新たな規程では理事会で選任されることとなり、総会では、理事・監事を選任することとなる。現在は各地方獣医師会等か

らの推薦制に基づいて選任を行っているが、今後も極力、この趣旨で選任が行われるよう対応を進めている。

イ 役員の選任方法については、総会での役員選任は、理事会から提出された役員候補者について選任することを基本にし、理事会から総会に役員候補者を推薦する場合には、従来の推薦方式を採用することとしている。

ウ 理事会から総会に役員候補者を推薦する際の理事会での選出方法については、推薦区分、推薦定数、推薦母体をあらかじめ定め、このうち推薦区分については、会長、副会長、専務理事、地区担当理事、職域担当理事、監事の区分で推薦していただき、推薦母体は、会長については従来どおり正会員（地方会）から、副会長については2名を従来どおり正会員から推薦し、副会長の残る1名は会長候補者が推薦者になることとしている。専務理事は従来どおり会長が推薦し、地区担当理事は地区別に定める推薦母体が推薦し、職域担当理事は、職域別に定める推薦母体が推薦する方式としている。監事についても従来どおり正会員から推薦する。

エ 推薦母体については、地区担当理事については従来と同様にその地区を代表する地方会に依頼する。職域担当理事では新たに獣医学術学会担当理事が設けられたが、本理事については獣医学術学会関係者（学会幹事会議）から推薦をいただき、学術・教育・研究理事については、全国大学獣医学関係代表者協議会からの推薦をいただくこととしている。開業の理事は、産業動物については各地区獣医師会連合会から従来どおり推薦をいただき、小動物については、従来、各地区獣医師会連合会と日本動物病院福祉協会と日本小動物獣医師会からであったが、今回の改正では各地区獣医師会連合会からの推薦とすることとした。

オ 推薦定数は、会長1名、副会長3名以内、専務理事1名、地区担当理事9名（各地区1名）、職域担当理事8名、監事3名以内としている。

カ 役員候補者の選出については、まず最初に役員候補者推薦管理委員会から、それぞれの推薦母体に推薦を依頼する。会長については、各正会員から1名の候補者を推薦いただく。副会長は、2名については各正会員から1名ずつの候補者を推薦していただき、会長候補者がもう1名の候補者を推薦する。専務理事については、会長が1名の候補者を推薦する。地区担当理事は、当該地区を代表する地方獣医師会から当該地区1名の候補者の推薦、職域担当理事については職域別に定める推薦母体の代表者から当該理事候補者1名の推薦、監事については各推薦母体から正会員1名の候補者を推薦していただくこととしている。

キ 続いて、これらの推薦母体から推薦された候補者の選出に入るが、その選出は理事会において行う。選出方法は、会長については推薦者数上位の者から1名、副会長については推薦者数上位2名、もう1名は会長候補者が推薦する。また、専務理事、地区担当理事は推薦があった者を、職域担当理事は各職域別に推薦者上位の者から1名を選出する。監事についても各地区から推薦してもらい、推薦者数上位の者から3名を選出する。なお、これらの推薦者が同数の場合には、理事会での選挙となる。

ク なお、理事会において行われる候補者の選出段階で選出に漏れた者については、総会において立候補できることとしている。

ケ 役員選任に関する事務手続きについては、最初に役員選任を行う場合、役員選定事項の通知ということで、役員選定の理事会開催の50日前に役員候補者推薦管理委員会から推薦母体に推薦依頼を送付する。推薦書の締め切りは、会長が推薦する副会長候補者と専務理事候補者を除き、理事会開催の30日前までとしている。

コ 会長が推薦する副会長1名は、選出を行う理事会の30日前に会長候補者が出てくるので、推薦された会長候補者に対して役員候補者推薦管理委員会から副会長1名の指名を依頼することとしている。この方法であれば、現職の会長であっても新しい会長候補者であっても、両方の場合とも副会長候補者が出てくるということになり、機会が均等になる。

サ 役員候補者の推薦結果の公示については、選出を行う理事会開催の20日前に全て公示を行い、誰がどの区分に推薦されてきたかがこの段階でわかることとなる。公示を行った後、役員候補者選定会議（理事会）においてその選出が行われ、推薦者数が同数の場合には選挙となり、理事会に諮られることとなる。理事会において選出された役員候補者については、総会開催の7日前に公示が行われ、選出に漏れた先がわかることとなる。その後、理事会で選出された候補者については総会に提案し、総会で理事会の候補者だけで決まる場合は、個々の確認を取るだけで終わり、選出から漏れた者が立候補する場合には、総会で選挙を行う。その場合、選挙は会長や副会長という選び方ではなく理事を選ぶこととなっているので、立候補した者も含めて理事定数に入るように理事を選任していくこととなる。したがって、役員候補者全ての名前に定数分だけ○を付けていくことになり、○が多く付いた者から理事が選任されていく。そのため、会長候補が落選する可能性もある。

シ この骨子を規程化し、本年4月と9月に開催予定の理事会において協議をいただき、10月開催予定の地

方獣医師会会長会議においてご意見をいただき、12月開催予定の理事会で承認をいただくことを予定している。さらに、来年1月には決定した内容を公示し、来年6月に役員改選となる。

(2) 本件について、以下の意見が出された。

ア 役員候補者を選出する理事会までは、副会長候補者1名を推薦するのは会長候補者であるので、この点は規程上、明確にしておいた方が良いと思われる。

### 3 学会会員の日本獣医師会会員への移行方針に関する件

矢ヶ崎専務理事から、学会会員の日本獣医師会会員への移行方針に関する件について以下のとおり説明が行われた。

ア 学会については日本獣医師会の事業の中に取り組んだ形で行うことが決定され、その際、学会の会員については一年間の移行期間を設けて現行のまま対応してきたが、平成24年4月1日にはその移行期間が終了することから、現行の学会会員をどのような区分にするかということについて、その方針を定める。

イ なお、この方針は、これまで学会正副会長会議、理事会、分野別学会幹事懇談会、獣医学術学会誌編集委員会、学会幹事会議に諮って了承をいただいていた。

ウ 新たな方針については、新たな学会は基本的に誰でも参加できることとしている。したがって、日本獣医師会会員と会員でない者の参加が考えられるが、その際には参加登録料に差を設ける。また、学生については、今後の獣医師会の根幹を担っていくことから、学会に積極的に参加しやすく不利にならないよう配慮する。

エ 制度変更に伴う日本獣医師会会員への移行については、まず、学会正会員Aは構成獣医師であるので、今後は会員構成獣医師となる。学会正会員Bは非構成獣医師であり、今後は会員構成獣医師となるか、あるいは非会員としての学会への参加のいずれかになる。なお、非会員として学会年次大会に参加する場合、会費納入の必要はないが、参加登録料を17,000円（会員構成獣医師の場合、事前登録料10,000円）として会員との差を設けている。また、学会学術誌の投稿についても、会員であれば不要であるが、非会員の場合には投稿料が10,000円、掲載料は50,000円を徴収して差を設ける。学会正会員Cは獣医師の資格を持つ大学院生等であるが、今後は会員構成獣医師となるか（学校基本法に基づく学校に在籍する者の場合には賛助会員学生個人会員としての入会も可）、または、入会しない場合には非会員の学生となる。その場合、会費は不要であるが、学会年次大会の参加登録料4,000円、投稿料5,000円、掲載料は10,000円となる。学会学

生会員A会員は、現在と同様に本会賛助会員学生個人会員となる。学会学生会員B会員は、本会賛助会員学生個人会員となり、会費が1,000円から5,000円へと上がるが、学会年次大会の参加登録料は不要となり（非会員学生の場合、4,000円）、さらに投稿料と掲載料が不要となる（非会員学生の場合、投稿料5,000円、掲載料10,000円）。

### 4 平成24年度 2012動物感謝デー in JAPAN開催計画の件

(1) 平成24年度 2012動物感謝デー in JAPANの開催計画について、矢ヶ崎専務理事から以下のとおり説明が行われた。

ア 地方獣医師会をはじめ、関係団体・企業等の支援・協力の下、昨年10月1日（土）に東京都立駒沢オリンピック公園において開催した2011動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day”は、約27,000名の来場者を得て盛会裏に終了したところであるが、来年度においても獣医師の幅広い職域を紹介し、その役割に対する社会的理解を醸成するとともに、動物の役割について様々な視点から普及を図ることにより人と動物が共存する豊かな社会の実現に寄与することを目指し、関係者の支援・協力の下、「2012動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day”」を開催する。

イ 開催テーマについては、日本獣医師会・獣医師会活動指針「一動物と人の健康は一つ。そして、それは地球の願い。」を全体テーマとし、関連企画を開催する。

ウ 開催日時は平成24年10月6日（土）10:00～17:00とする。

エ 開催場所は東京都立駒沢オリンピック公園を予定している。

オ 開催内容は、動物ふれあいコーナー、獣医師の仕事紹介ステージ、一日獣医師体験コーナー、動物福祉・愛護、マイクロチップ普及啓発コーナー、動物健康相談コーナー、地方獣医師会展示コーナー、獣医学系大学コーナー、企業・団体展示コーナー等を予定している。

(2) 「動物感謝デー in JAPAN」の東京以外の地区での今後の開催予定について確認が行われたが、協賛企業が出展しやすいよう配慮する必要があることから、当面は東京で開催する意向である旨が回答された。

### 5 動物看護師統一認定機構設立に関する件

(1) 矢ヶ崎専務理事から、動物看護師統一認定機構設立に関する件について以下のとおり説明が行われた。

ア 動物看護師統一認定機構の事務局である一般社団法人日本動物看護職協会では、これまで使用していた事



務所が手狭になるということで、本会が所有する事務所を賃貸借することに合意し、契約を締結した。期間は平成23年11月1日から平成28年10月末日までの5年間、賃料は1カ月404,000円（坪25,000円）、電気、冷暖房料、その他の諸経費は同協会が負担する。

イ 平成23年9月29日に機構が設立され、この機構は、動物看護職関係団体が1団体、動物看護職認定団体が5団体、動物看護職教育団体が2団体、獣医師関係団体2団体により組織されている。この機構の主な業務は、動物看護師の資格認定であり、さらにその資格の認定に必要な試験問題の作成、試験の実施である。この業務の実施にあたっては、資格認定小委員会、試験問題策定小委員会、試験運営小委員会の委員会を設置している。統一試験については既に動物看護職統一試験協議会により本年2月に実施されており、この試験結果を受けて今年の資格認定を行う。

ウ この統一認定機構が認定を行うにあたり、受験資格をどうするかという問題があったが、移行措置を設け、認定動物看護師の資格取得については統一試験を受験して合格することを大前提とし、現動物看護師に対しては「移行措置」を図ることが決定された。「移行措置」としては、民間諸団体の資格取得や動物看護師としての経験年数、役職、学術発表などの過去の実績による評価点と一定の講習を受講する評価点の合算評価により、受験同様の資格を授与することとなる。そこで、一定の講習会を行うにあたり、獣医師会の中で行われる場合には、定められた様式にてお知らせいただきたい旨の通知を動物看護職統一認定機構から日本獣医師会あてにいただいたところである。

(2) 本件について、以下の内容の確認が行われた。

ア 今後、日本獣医師会としてどのように認定機構を支援していくのかという質問に対し、公益社団法人としてはできることが限られるが、本会としては委員会による今後の動物看護師のあり方に関する検討や、会議室利用の際の貸与、精神的な支援など、側面的に支援を行うが、直接的な金銭の支援は行わないこととされた。

イ 畜産分野なども含めた動物全体に係る動物看護師が望まれているので、今後、動物看護師が国家資格となるためには、是非とも畜産等の分野も含めて対応しなければならぬと思われる。

## 6 東日本大震災支援義援金に関する件

矢ヶ崎専務理事から、東日本大震災支援義援金に関する件について以下のとおり説明が行われた。

ア 平成24年1月31日現在の寄付金合計は、989件、金160,233,314円となっている。この浄財については、既に第一次、第二次ということで約1億円近くが

配分されているが、新たに第三次の支援義援金及び救済見舞金の配分を行うこととした。

イ 被災動物の無料診療等の活動が長期化していることもあり、被災地の地方獣医師会においては財源的に枯渇している状況である。今までの義援金の配分基準では、動物救護本部の中の構成員として入っている獣医師会に対しては200万円、単独で活動しているところは100万円の限度額という配分である。これではとても被災地の地方獣医師会では不足することから、先の理事会において、この配分基準の見直しを行い、地方獣医師会が特に必要と認めた場合には増額することができることとした。

ウ さらに、支援義援金の特例として、上記の配分の基準による支援のほか、動物救護活動等に対して本会会長が特に必要と認めた場合には支援義援金を拠出することができる、という規定を新たに設けた。

エ 被災地における動物救護活動への配分については、改正された基準を適用したいということから、各地方獣医師会に活動の状況並びに支援の希望について聴取を行って来たところである。その結果、新たに宮城県に動物救護活動として701万円、仙台市には動物救護活動に375万と地域獣医療普及活動として200万円、福島県からは動物救護活動に672万円、茨城県からは動物救護活動に100万円の総合計で2,048万円の要望となっている。また、被災地以外の地域については、神奈川県から100万円、横浜市から50万円、長野県から50万円、和歌山県から20万円、香川県から20万円、福岡県から20万円、合計で260万円の要望が上がってきている。全て合計して2,308万円の要望が上がってきている状況であり、これを第三次配分として行う予定である。この結果、義援金は6,335万3,310円が第三次配分後に残る予定である。

## 7 平成24年度以降の日本獣医師会獣医学術学会年次大会開催計画の件

(1) 矢ヶ崎専務理事から、平成24年度以降の獣医学術学会年次大会の開催計画について以下のとおり説明された。

ア 平成24年度

(ア) 開催形式：日本獣医師会主催・大阪市獣医師会共催（大阪市獣医師会運営委託・近畿地区連合獣医師会協力開催形式）による地方開催

(イ) 開催期日：平成25年2月9日（土）～11日（月・祝）

(ウ) 開催場所：大阪国際交流センター・シェラトン都ホテル大阪

イ 平成25年度

(ア) 開催形式：日本獣医師会主催・千葉県獣医師会共催（千葉県獣医師会運営委託・関東地区獣医師会連合

会協力開催形式)による地方開催

- (イ) 開催期日：平成26年2月21日(金)～23日(日)
- (ウ) 開催場所：幕張メッセ，東京ベイ幕張(予定)
- (2) 山根会長から，平成26年度以降の日本獣医師会獣医学術学会年次大会の開催については，現在まだ未確定であるものの，平成26年度は岡山県獣医師会，平成27年度は秋田県獣医師会に対して検討を依頼している旨が公表された。

## 8 新公益法人制度移行に向けての対応の件

矢ヶ崎専務理事から，本会議開催時における地方獣医師会及び本会の新公益法人移行取組状況について報告・説明が行われた後，以下の確認等が行われた。

- ア 公益認定の審査にあたり，獣医師会館の建て替えに係る費用積立は10年以内の竣工計画であれば問題は

ないと思われる。

- イ 本会が公益社団法人に認定された後の入会者(個人・団体)については，理事会で承認を行うので，どのような団体でも入会が認められるということはない。

## 9 連絡事項

近畿地区連合獣医師会中島会長から，同地区の和歌山県獣医師会玉井会長からの伝言として，昨年，台風12号により被害のあった際の各地方獣医師会からの支援に対する御礼が述べられた。

## VI ま と め

議事内容については，協議の上すべて了承され，会議を終了した。